

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、一人親方等特別加入の承認を受け、足場組立解体等の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、足場解体作業中に大量の発汗等の症状が出現し、発語不能となり動けなくなったため、A病院に緊急搬送され、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 地方労災医員協議会（以下「協議会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、B医師の意見書、C医師の意見書、D医師の意見書及びE医師の意見書を踏まえ、請求人に発症した疾病は「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）であり、発症日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、協議会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発症直前から前日において、請求人は通常の業務に従事していることが認められ、当審査会としても、一件記録を精査したものの業務に関する異常な出来事に遭遇した事実は認められない。なお、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、発症当日の請求人は長袖の作業着及びヘルメット等を着用しており、体感温度は相当程度に高かった旨主張するが、建設現場において足場組立て解体の作業に従事する職業柄、当該服装及び装備は一般的かつ通常必要なものであるところ、発症当日の気象状況について、F地方広域消防本部は請求人被災現場到着時の気温は21.7℃及び湿度65%であった旨述べており、環境省熱中症予防情報並びに気象庁の気象データからも、気温の上昇等作業環境の著しい変化は認められず、請求人らの主張は採用できない。

- (4) 請求人の労働時間についてみると、決定書理由に説示するとおり、審査官は、「作業指示書・完了報告書」等の各関係資料及び請求人と組んで足場組立て作業に従事していたGを始めとした各関係者の申述等から各日毎の現場を確認し、これに基づいて各現場への移動時間、始業・終業時間及び休憩時間を推計の上、労働時間を算定しており、更には、発症当時に請求人が居住していた一般寮の担当者の申述を算定の裏付けとするなどしており、当審査会としても、審査官の算定した労働時間は妥当なものであると判断する。なお、審査官は労働時間の算定に当たり、各現場へ移動する為、Gが運転し、請求人が助手席に同乗していた時間を労働時間に算入するなど請求人に有利な算定方法を採用している。
- (5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人は、発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。
- (6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、発症前1か月の時間外労働時間数は53時間45分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、66時間17分から76時間12分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達しておらず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認められないものと判断する。
- なお、請求人らは、請求人の時間外労働時間数は、審査官が算定した時間よりも長く、実際の時間外労働時間数は調査を尽くせば明らかになる旨主張しているが、その主張は具体性に乏しく、同主張を裏付ける資料の提出もなされていないところ、当審査会としては、更に請求人を含む請負業者が提供を受けていたETCカードの利用履歴を入手の上、改めて、各関係者の申述を含む一件記録を精査したが、同主張を証明する客観的な事実は確認することができず、請求人らの主張を採用することはできない。
- (7) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」及び「長時間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾

病は業務上の事由によるものとは認められない。

(8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。